

日韓合談請求権問題の問題点(案)

20

3

25

秘密指定解除

公文書監理室

極秘

日韓食穀請求権問題の問題点（案）

附三三・三・二五
条約局

一 南北鮮問題（平和条約第二條(a)と第四條(b)）

ヴィエトナム賠償方式

日華交換公文方式

いずれの構想によるか。

二 対韓請求権（平和条約第四條(b)及び軍令三三三号）

「わが国は、平和条約第四條(b)により、わが国及びその国民の在朝鮮財産が在韓米軍司令部により、又はその指令（軍令第三十三号）に従つて処理された限りにおいて、その処理の効力を承認した。」

(1) 軍令第三十三号による処理が一般国際法上違法行為の範囲内であるか否かについては争わない。したがつて、その処理が当

該財産の最終的処分にあつては、その処分の効力を承認した。

- (2) 軍令第三十三号の規定自身の有効性については触れていない。
- (3) 効力を承認したのは、現実に処置が行われたものに限る。
- (4) 軍令第三十三号により八月九日にそ及して適用された処置の効力を承認した。

✓ (5) 軍令第三十三号にいう *Locate* とは、物理的所在をいう。その場合、物理的所在とは、次のケースにつきいかに解釈されるか。

- (1) 法人の在日財産に及ぶか。(株主権いかな。)
- (11) 日本にある債務者に係る債権に及ぶか。
- (111) 企業の積蓄財産のみが接収されたのか、純資産が接収されたのか。

(17)

船舶につき登録と関係なしと解するか。

(船舶については、三三三一—付圖書参照)

三 特別取極 (平和条約第四條(a)及び米國政府解釈)

(1) 平和条約第四條(a)にいう「これらの地域の施政を行つてゐる当[○]届[○]」の意味いかん。

(2) 同条にいう「財産」及び「請求権」の時点いかん。

(3) 対韓こげつき債権の処理は、同条にいう特別取極の対象たりうるか。

(4) 在日韓人の財産の処理は、特別取極の対象となるか。

(5) "relevant" 条項